

# 公益財団法人宇部市スポーツ協会 スポーツコミッション会員規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人宇部市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）スポーツコミッション会員について必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 スポーツ協会定款第3条の目的を達成するために、個人又は団体がスポーツを通じた幅広いネットワークを活用し、市民のスポーツの振興と本市のスポーツコミッション活動を推進することを目的とする。

## (活動)

第3条 前条の目的を達成するために会員は次の活動を行う。

- (1) スポーツ・レクリエーションの振興・発展に関する活動
- (2) スポーツによる市民の健康増進・体力づくりに関する活動
- (3) スポーツによる共生社会の形成に関する活動
- (4) スポーツ・健康分野の活動を担う人材育成及び確保に関する活動
- (5) スポーツによる交流の促進と地域活性化に関する活動
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な活動

## (会員条件)

第4条 会員はこの規程の目的及び活動に賛同する個人・団体とする。

## (会員登録方法等)

第5条 会員への登録を希望するものは、スポーツコミッション会員登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申込書が提出された場合において、内容を審査の上、当該内容が前条の規定に適合すると認めるときは、会員に登録するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により第1項の申込書を提出したものを会員に登録したときは、当該登録されたものにその旨を通知するものとする。
- 4 会員の登録及び会費は、無料とする。
- 5 会員活動中等の事故により、会員が負った損害等について、スポーツ協会では一切の補償を行わないものとする。

## (会員の特典)

第6条 会員は、以下の特典を受けることができる。

- (1) スポーツ協会が実施するイベント情報を受けることができる。
- (2) スポーツ協会の活動報告を受けることができる。

## (会員の退会)

第7条 会員は、スポーツコミッション会員退会届出書（様式第2号）を提出することにより、任意に退会することができる。

(会員の登録変更)

- 第8条 会員は、登録された情報に変更が生じたときは、速やかにスポーツコミッション会員登録(変更)申出書(様式第3号)により理事長に申し出なくてはならない。
- 2 理事長は、前項の規定により申し出を受けたときは、会員情報を変更するものとする。

(会員の登録抹消)

- 第9条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の情報を抹消することができる。
- (1) 会員登録者から退会の申し出があったとき。
  - (2) 会員登録者が申し込んだ内容に虚偽の事実が判明したとき。
  - (3) その他理事長が会員としての適性に欠けると判断したとき。
- 2 理事長は、前項の規定により会員の情報を抹消したとき(同項第1号の規定により抹消したときを除く。)は、その旨を当該会員登録者に通知するものとする。

(その他)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。